

奈良工業高等専門学校転入学取扱規程

令和5年7月13日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校学則（昭和39年4月1日制定）第19条の規定による入学（以下「転入学」という。）について、必要な事項を定める。

(出願前の事前審査)

第2条 出願をする者は、校長に、所属する高等専門学校長を経由して出願する前に、前年10月15日までに申し出なければならない。

2 校長は、欠員がある学科・学年に限り次の各号のすべてに該当する志願者について出願を許可するものとする。

- 一 在学する学校の長の転学志望の許可を得た者
- 二 本校の学科と同一の学科に在学し、かつ、既に修了した学年の教育課程が本校の相当学年の教育課程と著しく異ならないと認めたもの
- 三 家庭の事情やむを得ないと認めたもの

(出願)

第3条 本校に転入学を志願する者は、以下の書類を作成し、在籍している高等専門学校長を経て、本校校長に願い出なければならない。

- 一 転入学願書（様式1）
 - 二 在学証明書
 - 三 調査書（出身高等専門学校の様式）
 - 四 出身高等専門学校長からの転入学の事由書（様式任意）
 - 五 転入学志望理由書（様式任意）
 - 六 出身高等専門学校のシラバス
 - 七 検定料納付書
- 2 転入学を願い出ることができる者は、出願時において他の高等専門学校の第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年に在籍する者とする。
- 3 出願期間は、11月15日から11月30日までとする。

(選考)

第4条 選考のために転入学試験、面接を実施する。転入学試験の実施科目は、在籍学年、転入学志望学科に応じて定めるものとする。

第5条 校長は、第3条に規定する願い出があった場合、運営会議に転入学試験実施の可否を諮るも

のとする。

- 2 校長は、教務主事及び転入学志願先の学科に転入学に関する選考を付託するものとする。教務主事及び転入学志願先の学科は、転入学希望者に対し面接及び学力検査を行うものとする。
- 3 校長は、前項の結果に基づき、運営会議に転入学の可否を諮るものとする。転入学の可否は、調査書、学力検査結果、面接結果に基づき判定する。

(許可)

第6条 校長は、前条の決定に基づき、転入学許可書(様式2)を交付する。

(転入手続き)

第7条 転入学を許可された者は、在籍している高等専門学校が学年の課程の修了を認定した後、速やかに在籍する高等専門学校長を経て以下の書類を提出するものとする。

- 一 修了証明書
- 二 成績証明書

(既修得単位等の認定)

第8条 本校は、転入学を許可された者が、転入学前に転入元の高等専門学校において修得した単位を認定する。単位認定に関して必要な事項は、別に定める。

(転入学の時期)

第9条 転入学の時期は、学年の始めとする。

(取消)

第10条 校長は、転入学を許可された者が、在籍している高等専門学校の学年を修了できなかった場合には、転入学の許可を取り消すことがある。

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 転入学取扱実施要項(昭和46年6月24日制定)は、廃止する。

様式 1

奈良工業高等専門学校転入学願書

(元号) 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

貴校の下記学科に転入学したいので、所定の書類を添えて志願いたします。

本人氏名

印

志願者	ふりがな			男・女	写真 (縦4 cm×横3 cm)
	氏名				
	生年月日	(元号) 年 月 日生(満 歳)			
	現住所	〒 -			
	電話番号(- -)				
	在籍学校及び状況	学校名 高等専門学校 (元号) 年 月 第 学年 工学科在籍 電話番号(- -) 修了見込			
	学歴	都・道・府・県 都・道・府・県・市・町・村・私立 中学校 卒業			
保護者	氏名		印	志願者との続柄	
	住所	〒			
	志望学科・転入学年及び期日	(元号) 年 月 日	工学科 第 学年への転入学希望		
	転入学事由				
	入寮希望	有 ・ 無			

様式2

年 月 日

殿

奈良工業高等専門学校長
(校長名)

転入学許可書

年 月 日から、奈良工業高等専門学校_____工学科への転入学を許可する。

なお、現在在籍している高等専門学校の学年を修了できなかった場合には、転入学の許可を取り消すことがある。